



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年11月5日金曜日 第256号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定..... (保健福祉課) ...1290

指定介護機関の変更..... (") ...1290

指定施術機関の変更..... (") ...1290

指定医療機関の廃止の届出..... (") ...1290

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... (") ...1291

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... (") ...1291

介護機関（介護予防事業者）の指定..... (") ...1291

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）..... (") ...1291

指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）の変更..... (") ...1292

指定介護機関（介護予防事業者）の変更（2件）..... (") ...1292

指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の変更..... (") ...1293

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... (") ...1293

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出..... (") ...1293

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... (") ...1293

保安林の指定の解除..... (森林整備課) ...1293

土地収用法に基づく事業の認定..... (用地課) ...1294

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ...1295

告 示

○愛媛県告示第1263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ふじた 歯科クリニック	新居浜市八雲町5番39号	令和3年7月1日
ひのき 調剤薬局	八幡浜市榎谷三丁目1006番1	令和3年9月21日
からまつ 眼科クリニック	大洲市東大洲115番地1	令和3年10月1日
西の土居あらいクリニック	新居浜市西の土居町一丁目8番5号	令和3年10月1日
マック西の土居調剤薬局	新居浜市西の土居町一丁目8番3号	令和3年10月1日

○愛媛県告示第1264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から名称及び所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

介護機関の名称	介護機関の所在地	変更年月日
(変更後) 松風病院	(変更後) 四国中央市土居町入野970番地	令和3年9月1日
(変更前) 山内病院	(変更前) 四国中央市土居町入野981番地	

○愛媛県告示第1265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から施術所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

施術機関氏名	施設名称	所在地	変更年月日
中田翔太	新居浜スポーツ接骨院	(変更後) 新居浜市繁本町5-43	令和3年8月30日
		(変更前) 新居浜市高木町5-42	

○愛媛県告示第1266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	たちばな薬局	今治市立花町二丁目9番5号	令和3年8月31日
ふじた歯科クリニック	新居浜市八雲町5番39号	令和3年6月30日	ひのき調剤薬局	八幡浜市松谷1028-1	令和3年9月20日

○愛媛県告示第1267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社イゼン	大阪府枚方市禁野本町一丁目18番9号 玉井ビル3F	訪問看護ステーションメディカルレイズ新居浜	新居浜市高木町2番141号 アーバンコート高木	令和3年10月1日

○愛媛県告示第1268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 アカシファーマシー	南宇和郡愛南町城辺甲2463番地2	明石薬局	南宇和郡愛南町城辺甲2463番地2	令和3年7月1日
医療法人いまい歯科医院	新居浜市郷一丁目1番51号	いまい歯科医院	新居浜市郷一丁目1番51号	令和3年9月18日

○愛媛県告示第1269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 アカシファーマシー	南宇和郡愛南町城辺甲2463番地2	明石薬局	南宇和郡愛南町城辺甲2463番地2	令和3年7月1日
医療法人いまい歯科医院	新居浜市郷一丁目1番51号	いまい歯科医院	新居浜市郷一丁目1番51号	令和3年9月18日

○愛媛県告示第1270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アウラ	伊予市宮下550番地1	有限会社アウラ	（変更後） 伊予市宮下550番地1	令和3年9月21日
			（変更前） 伊予市下吾川1634番地3	

○愛媛県告示第1271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人誓生会	四国中央市土居町入野970番地	（変更後） 松風病院	（変更後） 四国中央市土居町入野970番地	令和3年9月1日
		（変更前） 山内病院	（変更前） 四国中央市土居町入野981番地	

○愛媛県告示第1272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）から特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アウラ	伊予市宮下550番地1	有限会社アウラ	（変更後） 伊予市宮下550番地1	令和3年9月21日
			（変更前） 伊予市下吾川1634番地3	

○愛媛県告示第1273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アウラ	伊予市宮下550番地1	有限会社アウラ	（変更後） 伊予市宮下550番地1	令和3年9月21日
			（変更前） 伊予市下吾川1634番地3	

○愛媛県告示第1274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人誓生会	四国中央市土居町入野970番地	（変更後） 松風病院	（変更後） 四国中央市土居町入野970番地	令和3年9月1日
		（変更前） 山内病院	（変更前） 四国中央市土居町入野981番地	

○愛媛県告示第1275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アウラ	伊予市宮下550番地1	有限会社アウラ	（変更後） 伊予市宮下550番地1	令和3年9月21日
			（変更前） 伊予市下吾川1634番地3	

○愛媛県告示第1276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	コスモス薬局中曽根店	四国中央市中曽根町1678-8	令和3年10月9日

○愛媛県告示第1277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	JAえひめ南居宅介護支援センター南宇和事業所	南宇和郡愛南町城辺甲2652	平成27年6月1日

○愛媛県告示第1278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	コスモス薬局中曽根店	四国中央市中曽根町1678-8	令和3年10月9日

○愛媛県告示第1279号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町高茂3の5から3の7まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1280号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 起業者の名称

内子町

2 事業の種類

内子町柿原自治会館移転改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県喜多郡内子町平岡地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県喜多郡内子町平岡地内の土地1,284.70平方メートルを起業地とする「内子町柿原自治会館移転改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、内子町が内子町立公民館条例（平成17年条例第96号）第1条に基づき設置する内子町立公民館に関する事業であることから、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は、社会教育法第21条第1項の規定により市町村が設置するものとされており、起業者である内子町は、内子町自治会館整備計画に基づき本件事業を計画し、事業遂行について必要な財源措置等を講じていることから、起業者は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

内子町柿原自治会館（以下「当該施設」という。）では、大風合戦、子供相撲大会、敬老会、防災訓練をはじめとする福祉、スポーツ、文化伝承や自主防災事業等、各種自治会活動が年間を通じて活発に行われており、地区住民の活動拠点として大いに活用されている。

しかしながら、当該施設は建築から50年近く経過し、各部屋の建付けの悪化や雨漏りの頻発等、老朽化が著しく進んでいるほか、各室間に段差もあり、ユニバーサルデザインに配慮された施設となっていない。また、内子町地域防災計画において災害時の指定避難所に位置付けられているにもかかわらず、現行の耐震基準を満たしていないうえ、要配慮者を

収容できるスペースや利用者の駐車場も不足している。さらには、当該施設周辺の住宅密集及び道路狭小により交通事故の発生も懸念されているほか、災害時の避難経路や緊急車両の進入経路の確保も困難な状況であり、これらの問題を解消するため、自治会活動の拠点及び災害時の指定避難所としての機能を十分に果たすことができる当該施設の移転改築を行うものである。

本件事業の施行により、耐震基準を満たすとともに、ユニバーサルデザインにも配慮された施設が完成し、指定避難所としての機能強化が実現するのみならず、誰もが使いやすく集まりやすい施設となり、豊かで充実した地域活動の促進が期待される。また、当該施設を移転することにより、道路幅員等周辺環境も改善され、交通事故の危険性の軽減及び災害時の避難経路や緊急車両の進入経路の確保につながるほか、近隣の公共施設との円滑な連携も可能となり、地域の安心安全に大きく寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため、環境影響評価は実施していないが、施工に際しては低振動型の建設機械を使用するなど、環境に及ぼす影響を最小限に抑制する対策を講じていることとしている。

また、本件事業に係る起業地は特定希少野生動植物保護地区外であり、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、周知の埋蔵文化財包蔵地外で、保全を要する文化財等も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地の利用状況等による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

当該施設は、建築から50年近く経過し老朽化が著しいうえ、現行の耐震基準も満たしておらず、自治会活動の拠点及び指定避難所としての十分な機能を果たしていない状況であり、地区住民の安心安全を確保するためには、早期の移転整備が必要である。

また、当該施設の対象地区である柿原地区及び田ノ口地区より、本件事業の実施に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いもの

と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
五十崎自治センター

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和3年10月22日あったので公表する。

令和3年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 令和3年度年末一時金・その他に関する事項
- 2 日時 令和3年11月7日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。